

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 25 年 6 月 20 日現在

機関番号：20102

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2010～2012

課題番号：22730623

研究課題名（和文） 現代米国の教員養成制度改革における諸伝統－「社会改革主義的伝統」を中心に－

研究課題名（英文） The review of several traditional view of teaching preparation relating teacher education reform in the U.S.

研究代表者

小野瀬 善行 (ONOSE YOSHIYUKI)

釧路公立大学・経済学部・准教授

研究者番号：50457735

研究成果の概要（和文）：

「専門職化」と「多様化」を特徴とする 1980 年代以降のアメリカ合衆国（以下米国）における教員養成制度改革に関する政策・実践・運動を分析する基礎資格の構築を進めるため、教員養成制度改革における諸伝統に着目し、評価枠組みの構築を図った。教員養成評価制度の改革動向に着目し、米国の教員養成制度改革が推し進められる中でも、未だ多様な考え方があり、活発な議論がなされていることを確認することができた。

研究成果の概要（英文）：

The research had intended to establish an analytic perspective of teacher education reform in the U.S. by focusing on several traditional view of teaching preparation.

Some current discussion of teacher education reform, especially in evaluation for teacher preparation program, indicate that the differences in view of teacher profession.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010 年度	700,000	210,000	910,000
2011 年度	600,000	180,000	780,000
2012 年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
総計	1,800,000	540,000	2,340,000

研究分野：教育制度、教師教育

科研費の分科・細目：教育学・教育学

キーワード：教員養成制度、alternative route to teacher certification、アメリカ合衆国

## 1. 研究開始当初の背景

近年、米国では、大都市部の学校区を中心に「社会的公正 (social justice)」の達成を目指した教員養成のあり方が問われ、教員の質および峻を問題とする従来までの教員養成制度改革に関する研究視角の検証が急がれている (例えば Cochran-Smith, M 2005 の指摘を参照)。しかしながら、我が国の先行研究において、これらのことが自覚的に問わ

れているとは言い難い状況にある。

これまで報告者は、オルタナティブな教員資格認定制度 (alternative route to teacher certification) の普及にみられる米国の教員養成制度の「多様化」について、単なる「規制緩和」として評価するのではなく、上述の研究動向を踏まえながら、その可能性と課題について精査する必要があると考え、研究を進めてきた。また、同時期の改革を単に「専

門職化」であると特徴づけることを慎重に排さなければならない。

## 2. 研究の目的

このように「専門職化」と「多様化」を特徴とする 1980 年代以降の米国における教員養成制度改革における政策・実践・運動を分析する基礎資格の構築を進めることが本研究の目的となる。具体的には、先行研究（例えば Liston, et. al. 1990）により指摘されている、社会改革主義的伝統（the social-reconstructionist tradition）といった米国における教員養成制度改革の伝統（tradition）の系譜とその理論的・実践的帰結について、今日的観点から再評価を行う必要がある。

## 3. 研究の方法

研究課題を進めていくため、以下の作業・分析を進めていくこととした。①米国における教員養成制度改革の諸伝統に関する分析、②教員養成改革における社会改革主義的伝統の理論的検討、③社会改革主義的伝統に立つ教員養成プログラムの分析、以上の3点である。また、今日の教員養成改革の動向についてもフォローすることもあわせて行った。

## 4. 研究成果

平成 22 年度では、米国の研究動向を踏まえながら「社会改革主義的伝統」について理解を深めることとした。その成果の一部を雑誌論文としてまとめた。

今日、米国では「新しい教員養成」と呼ばれる、教員養成を公共政策(public policy)の課題の一つに位置づけ、研究や客観的指標(evidence)に依拠し成果主義を取り入れることを特徴とする動向が顕著であることを指摘した。教員養成が政策問題として認識されるに至った理由は、児童・生徒の学力、端的には政策的に導入された各州の統一的試験での成績が、教育の「成果」を測る上で重要な指標とされ、それらとの連関において教員に求められる役割や専門性が定義されたことによる。教員（候補者）の学士号取得時における専攻科目、教員養成課程および取得している教員資格認定の種類、各種学力検査の試験結果、これらの指標が変数となり、児童・生徒の成績と関連づけられることが政策的な課題となった。その結果、教員の質は標準化が求められ、政策や法制において各種の「基準」を設定することにより、管理が可能なものと把握されるようになったといえることができる。

従来、教員の質については、1983 年の『危機に立つ国家(A Nation at Risk)』以降、1986 年の『備えある国家(A Nation Prepared:

Teachers for the 21st Century, The Report of the Task Force on Teaching as a Profession)』（教育と経済に関するカーネギー・フォーラム 教職の専門性に関するタスク・フォース）、『明日の教師(Tomorrow's Teacher)』（ホームズ・グループ）などの報告書で教員養成制度改革の必要性が唱えられ、「専門職としての教職」に相応しい実践を支える基盤の模索が進められてきた。しかしながら、依然としてアメリカ国内における児童・生徒の学力格差(achievement gap)が存在するなかで、国際競争力維持のためにそれらを解消することが喫緊の課題とされ、教員の役割や専門性の再検証が求められた。付言すれば、政策上「期待される」役割を手堅く遂行する教員を養成するために「効果的」な、同時に納税者に対して説明責任を果たし得る、教員養成制度および教員資格認定制度の構築が、政治主導により政策的に推進されつつあるといえる。政策問題として教員養成をとらえることは、政策立案者、学校関係者、そして一般市民に対して、広く教員養成に関する問題を共有し得る契機となる可能性を秘めている。

他方で、教員の役割や専門性、質を単純化し、ひいては教育を経済発展の論理に従属させる危険性も同時に含むものである。後者の危険性に十分に配慮しながら、児童・生徒の学力、教員の役割や専門性について多様な可能性があり得ることを、研究を通じて提示していくことが重要であることを指摘した。

また、本研究の成果の一部を、アメリカ教育学会編『現代アメリカ教育ハンドブック』（東信堂 2010 年）の項目執筆（「オルタナティブ教員資格認定制度」等）及び日本教育制度学会大 18 回大会（於：山梨県立大学 2010 年 11 月）での課題別セッションにおいて活用した。

平成 23 年度は、まず、教員養成制度における「多様化」の重要性を唱え、テキサス州において教員養成におけるオルタナティブプログラムの導入に関与した、Vicky Dill 博士を訪問した(2011 年 9 月 12 日)。聞き取り調査においては、博士らが導入したプログラムは、教員不足を解消するために教員養成において大学以外の地方学校区等の主体を関与させ、さらに大学との連携を可能にした等一定の成果があったものの、2000 年代以降の「規制緩和」を推進する政策の現状と課題を鑑み、新たな修正が必要であることを聞き取ることができた。博士の証言は 1980 年以降の教員養成制度の特質と課題を多面的に理解する上で貴重な証言であると思われる。

次に、1980 年代の教員養成制度改革に関する政策・実践・運動を理解するため、the National council for Accreditation of Teacher Education(NCATE)により委任された、

学識者会議がまとめた“Transforming Teacher Education through Clinical Practice”を手がかりとして、教員制度に関する連邦および各州の政策、専門職団体の報告書等において「臨床経験が豊かな (clinically-rich)」等の言葉がキーワードとなり、研修医 (residency) モデルを参考にした教員養成改革が模索されている動向を指摘した。

このような背景には、教員養成と学校現場が多く場面において乖離しており、教育課題への応答性という面において、現在の教員養成プログラムが不十分なものであるという認識がある。不十分なプログラムを改編するために教員養成における臨床経験を重視する residency プログラムの開発・普及を図ろうとする方針を看取することができる。

residency プログラムについて言及している『報告書』の特徴は、以下のようにまとめられる。まず、従来までの教員養成プログラムの改革を不十分なものとみなし、新たに厳格な residency プログラムの構築を訴えている点である。これは NCATE の立場を表したものであり、教員の資格認定における alternative route をより一層の拡大を方針とする連邦政府と評価が異なることを指摘できる。

次に、厳格な residency プログラムを構築するために地方学校区、各学校、教員養成プログラム提供主体といった各利害関係者のより積極的な連携が進められるべきであり、より一層の連邦政府及び州政府による効果的な財政的な支援、高等教育機関における報奨制度の改定 (研究だけではなく臨床経験に関するプログラムに携わっている大学内の教員の報奨のあり方を改める) といったことが具体的に求められている点である。しかしながら、連邦及び州政府の財政的支援のあり方、高等教育機関における報奨制度の改定まで踏み込んだ内容については懸念が表明されている。

以上のことから、大学における教員養成が、教育現場におけるニーズに質及び量の両面で答えられる教員養成をすることができていないという課題が政策的に設定されている事情があることを明らかにした。さらに教員養成において学校現場を重視するということが生徒の学力達成度という側面に矮小化され、教員及び教員養成プログラムの評価・認証に生徒の学力達成度を関連づける法制度の最新動向を、テキサス州を事例としてまとめた。

最終年度である平成 24 年度は、教員評価制度に関する法制度をめぐる議論に着目し、教員観あるいは教員養成観を整理することで、「現代米国の教員養成制度改革における諸伝統」の現状を明らかにすることにした。

周知の通り、米国では教員養成における新自由主義的改革が推し進められる中で、教員評価についても成果主義、競争主義といった性格を有する法制度の整備が進められている。第 82 期 (2011 年) テキサス州議会において審議された第 4 号法案 (Senate Bill 4) は、生徒の学力達成度を含んだ教員の「効果性 (effectiveness)」の指標を教員評価に使用する法案である。さらに評価において不適格とされた教員は、学校区との契約が延長されないことを通告可能とする法案として全米的な注目を集めた。同法案は、連邦政府が指向する教員評価の典型事例といえることができる。

同法案の賛成派は、生徒たちの学力格差を埋めるために教員の役割が重要であるという認識の下、これまで有能な教員の認定、職能開発、雇用を維持するための政策が十分ではなく、州が教員評価に主導的な役割を果たすべきだとする。他方で反対派は、州が教員評価に積極的に介入しても生徒たちの学力格差を埋めることにはならず、むしろ学校現場の疲弊と混乱を招くと主張する。同法案をめぐる大きな論点は、教員評価における「児童・生徒の学力達成度の評価配分比」であった。換言すれば州が規定する学力テストにおける児童・生徒の学力達成を確保することが、どの程度、教員の評価を受けなければならない主要な職務になるか論点になったといえる。具体的には同法案の制定過程において、その比率を「50%」とすることが議論された。

また、本研究の成果の一部は、アメリカ教育学会第 24 回大会 (於：九州大学 2012 年 10 月) での公開シンポジウムにおいてシンポジストのひとりとして発言する際に活用することができた。

以上、3 年度にわたる分析を通じ、米国の教員養成制度改革が推し進められる中でも、未だ多様な考え方があり、活発な議論がなされていることを確認することができた。

しかしながら、連邦レベルにおける初等中等教育法改正法 (No Child Left Behind Act of 2001) の改正、各州における新たな教員養成制度改革関連法案の成立に関する情報を収集し、整理する作業に予想以上に時間がかかり、また東日本大震災の影響、個人的な体調不良の影響もあり、当初予定した米国の教員養成プログラムへの調査訪問をすることがかなわなかった。今後の課題としたい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計 6 件)

(1) 小野瀬 善行「米国テキサス州における教

員評価制度改革の動向-第 4 号法案 (Senate Bill 4) をめぐる議論を手がかりとして-」、『釧路公立大学紀要 人文・自然科学研究』(釧路公立大学)、pp. 11-22、2012 年

(2) 小野瀬 善行 「アメリカ合衆国における『臨床』を重視した教員養成プログラム再編の特質と課題 - NCATE 学識者会議報告書 (2010) を手がかりとして-」、『教育制度学研究』(日本教育制度学会)、pp. 170-174、2012 年

(3) 小野瀬 善行 「教員養成制度における修士号取得の意義と課題 - オルタナティブな取得ルートを踏まえて-」、『教育制度学研究』(日本教育制度学会)、pp. 146-150、2011 年

(4) 小野瀬 善行 「NCLB 法制下におけるオルタナティブな教員資格認定制度の現実と課題」、『現代アメリカのアカウントビリティ・アセスメント教育行政の総合的研究』(2009 ~ 2011 年度 科学研究費基盤研究(B) 研究課題番号 21330184 (研究代表者: 北野秋男) 報告書)、pp. 57-62、2011 年

(5) 小野瀬 善行 「1980 年代米国テキサス州における教員養成制度関連法改正の背景 - サンセット諮問委員会の議論を手がかりとして-」、『釧路公立大学紀要 社会科学研究』(釧路公立大学) 第 22 号、pp. 91-101、2010 年

(6) 小野瀬 善行 「アメリカ合衆国における教員制度の現状と研究上の要請」、『教育制度学研究』(日本教育制度学会)、pp. 221-225、2010 年

〔学会発表〕(計 6 件)

(1) (単独) 小野瀬 善行 「米国テキサス州における教員評価制度の特質 - 第 4 号法案 (Senate Bill 4) をめぐる議論を手がかりとして-」、日本教育制度学会第 20 回大会、岡山大学、2012 年 11 月

(2) (公開シンポジウム) 小野瀬 善行 「アメリカにおける教員養成・免許政策 - 日本の教員改革への示唆 - アメリカのオルタナティブ教員資格認定からの示唆」、アメリカ教育学会第 24 回大会、九州大学、2012 年 10 月

(3) (単独) 小野瀬 善行 「米国テキサス州における教員養成評価・認証施策の動向」、日本教育行政学会第 46 回大会、九州大学、2012 年 10 月

(4) (共同) 小野瀬 善行 「教員制度における現

代的教育課題への“応答性”の再構築 - 日米比較の観点から - アメリカ合衆国における「臨床」を重視した教員養成プログラム再編の特質と課題 - NCATE 学識者会議報告書 (2010) を手がかりとして-」、日本教育制度学会第 19 回大会、玉川大学、2011 年 11 月

(5) (共同) 小野瀬 善行 「新たな教員養成・免許制度の可能性と課題 教員養成制度における修士号取得の意義と課題 - オルタナティブな取得ルートを踏まえて-」、日本教育制度学会第 18 回大会、山梨県立大学、2010 年 11 月

(6) (共同) 小野瀬 善行 「NCLB 法制化における米国教員政策の総合的研究 NCLB 法制化におけるオルタナティブな教員資格認定制度の現実と課題」、日本教育学会第 69 回大会、広島大学、2010 年 8 月

〔図書〕(計 1 件)

(項目執筆) 小野瀬 善行 「オルタナティブ教員資格認定制度」、『現代アメリカ教育ハンドブック』(アメリカ教育学会)、pp. 23-24、2010 年

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

小野瀬 善行 (ONOSE YOSHIYUKI)  
釧路公立大学・経済学部・准教授  
研究者番号: 50457735

### (2) 研究分担者

( )

研究者番号:

### (3) 連携研究者

( )

研究者番号: